

令和2年5月7日

「居場所」利用の保護者様

川崎市立新城学校

校長 伊東 芳男

### 市立学校の「児童生徒の居場所」利用者へのお願い

市立学校では、緊急事態宣言延長等に伴う臨時休業期間の延長を受けて、継続して居場所を設けます。対象となるケースは、4月9日付け文書でお知らせした通り、文部科学省のガイドライン及び神奈川県の実施方針を踏まえ、次のケース（学校提出用紙参照）に該当する保護者の児童生徒を対象にします。

つきましては、お手数をお掛けしますが、別紙「申込用紙」の内容をご確認の上、必要事項にご記入していただき、初回利用日までにご提出していただきますようお願いいたします。

#### （家庭保存用）

下記の表の利用予定日（AまたはB）に○をつけてください

	児童の居場所			児童の居場所	
	A	B		A	B
5月11日（月）			5月25日（月）		
5月12日（火）			5月26日（火）		
5月13日（水）			5月27日（水）		
5月14日（木）			5月28日（木）		
5月15日（金）			5月29日（金）		
5月18日（月）					
5月19日（火）					
5月20日（水）					
5月21日（木）					
5月22日（金）					

A： 8：30～12：00（わくわくプラザを利用しない。弁当なし）

B： 8：30～13：00（わくわくプラザを利用する。弁当持参）

#### 【利用にあたってのお願い】

- ・利用予定日に変更が出た場合は、必ず学校に連絡をお願いします。
- ・利用前の健康観察と「健康チェック表」の記入をお願いします。
- ・早退する場合は、お迎えをお願いします。

#### 【13時から引き続きわくわくプラザを利用する場合】

- ・直接わくわくプラザへ「特別利用・申出書」を提出してください。
- ・お弁当の用意をお願いします。

**別紙** 児童生徒の居場所利用の申込用紙（学校提出用）

_____ 学校 _____ 年 _____ 組		
児童名 _____	保護者名 _____	印 _____
緊急時の保護者連絡先① _____	② _____	

(1) 利用する方は□にチェック又は記載してください。

「特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある」という理由かつ、次の該当する理由にチェック又は記載してください。

保護者が医療従事者

保護者が社会の機能を維持するために就業することが必要

ひとり親家庭などにより保護者が仕事を休むことが困難

障害があることにより児童が自宅で一人で過ごすことが難しい

その他（理由をお書きください）

理由
----

(2) 下記の表の利用予定日（AまたはB）に○をつけてください。

	児童の居場所			児童の居場所	
	A	B		A	B
5月11日（月）			5月25日（月）		
5月12日（火）			5月26日（火）		
5月13日（水）			5月27日（水）		
5月14日（木）			5月28日（木）		
5月15日（金）			5月29日（金）		
5月18日（月）					
5月19日（火）					
5月20日（水）					
5月21日（木）					
5月22日（金）					

A： 8：30～12：00（わくわくプラザを利用しない。弁当なし）

B： 8：30～13：00（わくわくプラザを利用する。弁当持参）